

定 款

(令和4年6月24日)

株式会社島根銀行

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当銀行は、株式会社島根銀行と称する。英文では、THE SHIMANE BANK, LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当銀行は、次の業務を営むことを目的とする。

1. 預金または定期積金の受入れ、資金の貸付けまたは手形の割引ならびに為替取引
2. 債務の保証または手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務
3. 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、売買その他の業務
4. 信託業務
5. 前各号の業務のほか銀行法、担保付社債信託法、社債、株式等の振替に関する法律その他の法律により銀行が営むことのできる業務
6. その他前各号の業務に付帯または関連する事項

(本店の所在地)

第3条 当銀行は、本店を松江市におく。

(機関)

第4条 当銀行は、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当銀行の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)

第6条 当銀行の発行可能株式総数は、3,740万株とする。

2. 当銀行の発行可能種類株式総数は普通株式3,740万株、A種優先株式1,860万株、B種優先株式1,860万株とする。

(単元株式数)

第7条 当銀行の全ての種類の株式の単元株式数は、それぞれ、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当銀行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当銀行の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規程)

第10条 当銀行の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第11条 当銀行は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当銀行の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当銀行においては取り扱わない。

第2章の2 A種優先株式

(A種優先配当金)

第11条の2 当銀行は、第44条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日(以下「A種優先期末配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)またはA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」とい

う。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)および普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭(以下「A種優先配当金」という。)の配当をする。ただし、配当年率は8%を上限とする。

また、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して第11条の3に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(A種優先中間配当金)

第11条の3 当銀行は、第46条に定める中間配当を行うときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭(以下「A種優先中間配当金」という。)を支払う。

(非累積条項)

第11条の4 ある事業年度において、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

(非参加条項)

第11条の5 A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(残余財産の分配)

第11条の6 当銀行は、残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額を踏まえてA種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める条件をもって、金銭を支払う。

2. A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか残余

財産の分配を行わない。

(議決権)

第11条の7 A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、A種優先株主は、定時株主総会にA種優先配当金の額の全部(A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、A種優先配当金の額の全部(A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、A種優先配当金の額の全部(A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(株式の分割または併合および株式無償割当て)

第11条の8 当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

2. 当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(普通株式を対価とする取得請求権)

第11条の9 A種優先株主は、A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める期間中、当銀行に対し、A種優先株式の取得を請求することができるものとし、当銀行は、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める条件をもって、当銀行の普通株式を、当該A種優先株主に対して交付する。普通株式1株当たりの取得価額(以下「取得価額」という。)は、当初、A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める方法により算出される額とし、当該決議により取得価額の修正および調整の方法を定めることができるものとする。当銀行は、当該決議により取得価額の修正を定める場合、修正される額の下限を定めるものとし、取得価額が下限として定める額を下回った場合、取得価額は下限として定める額に修正されるものとする。なお、A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

(金銭を対価とする取得条項)

第11条の10 当銀行は、A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合、法令上可能な範囲で、A種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当銀行は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める条件をもって、当該A種優先株主に対して、金銭を交付する。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(普通株式を対価とする取得条項)

第11条の11 当銀行は、A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める日に、A種優先株式(当該日の前日までに、第11条の9に従って普通株式を対価とする取得請求権が行使されたA種優先株式または第11条の10に定める金銭を対価とする取得条項に基づく取得が行われたA種優先株式を除く。)の全てを取得するのと引換えに、A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める条件をもって、当該A種優先株主に対して、当銀行の普通株式を交付する。当該取締役会では交付すべき普通株式数の上限の算定方法を定めることができる。A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

第2章の3 B種優先株式

(B種優先配当金)

第11条の12 当銀行は、第44条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日(以下「B種優先期末配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)またはB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、B種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭(以下「B種優先配当金」という。)の配当をする。ただし、配当年率は8%を上限とする。

また、当該基準日の属する事業年度においてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して第11条の13に定めるB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(B種優先中間配当金)

第11条の13 当銀行は、第46条に定める中間配当を行うときは、B種優先株主また

はB種優先登録株式質権者に対して、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下「B種優先中間配当金」という。）を支払う。

(非累積条項)

第11条の14 ある事業年度において、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

(非参加条項)

第11条の15 B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(残余財産の分配)

第11条の16 当銀行は、残余財産を分配するときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額を踏まえてB種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める条件をもって、金銭を支払う。

2. B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか残余財産の分配を行わない。

(議決権)

第11条の17 B種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。

(種類株主総会)

第11条の18 当銀行が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、B種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(株式の分割または併合および株式無償割当て)

第11条の19 当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびB種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

2. 当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびB種優先株式の種類

ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(金銭を対価とする取得条項)

第11条の20 当銀行は、B種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合に取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、B種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当銀行は、かかるB種優先株式を取得するのと引換えに、次項に定める財産をB種優先株主に対して交付するものとする。なお、B種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

2. 当銀行は、B種優先株式の取得と引換えに、B種優先株式1株につき、B種優先株式の払込金額相当額を踏まえてB種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。

(普通株式を対価とする取得条項)

第11条の21 当銀行は、B種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める日に、B種優先株式(当該日の前日までに当銀行に取得されたB種優先株式を除く。)の全てを取得する。この場合、当銀行は、かかるB種優先株式を取得するのと引換えに、各B種優先株主に対し、その有するB種優先株式数にB種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を普通株式の時価で除した数の普通株式を交付するものとし、その詳細はB種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。当該取締役会では交付すべき普通株式数の上限の算定方法を定めることができる。B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(譲渡制限)

第11条の22 B種優先株式を譲渡により取得することについては当銀行取締役会の承認を要する。

(優先順位)

第11条の23 A種優先株式およびB種優先株式に係る優先配当金、優先中間配当金および残余財産の分配における支払順位は同順位とする。

第3章 株主総会

(招集および招集地)

第12条 当銀行の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必

- 要があるときに随時これを招集する。
2. 当銀行の株主総会は、本店所在地または隣接地において招集する。

(基準日)

第13条 当銀行の定時株主総会における議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(電子提供制度等)

- 第14条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(招集権者および議長)

- 第15条 株主総会は、取締役頭取がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役頭取に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

- 第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第17条 株主は、当銀行の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当銀行に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載する。

(種類株主総会)

第19条 第14条、第15条、第16条第1項、第17条および第18条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。

2. 第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。
3. 第13条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第20条 当銀行の取締役は、12名以内とする。

(選任方法)

第21条 当銀行の取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会規程)

第23条 取締役をもって取締役会を組織する。

2. 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役会の招集権者)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役頭取がこれを招集する。

2. 取締役頭取に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集する。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(代表取締役等)

第26条 当銀行には、取締役頭取1名、取締役副頭取1名、専務取締役および常務取締役若干名をおくことができる。

2. 取締役頭取、取締役副頭取、専務取締役および常務取締役は、取締役会の決議により、取締役中から選定する。
3. 取締役頭取、取締役副頭取、専務取締役は、各自銀行を代表する。このほか、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。
4. 取締役頭取は、銀行の業務を統轄し、取締役副頭取、専務取締役は取締役頭取を補佐して業務を執行し、常務取締役は、取締役頭取を補佐して業務を分掌する。
5. 取締役頭取に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、取締役副頭取または専務取締役、常務取締役が取締役頭取の職務を行う。

(取締役会長)

第27条 当銀行は、取締役会の決議により、取締役中から取締役会長をおくことができる。

2. 取締役会長は、取締役会を主宰する。
3. 取締役会長に事故あるときは、取締役頭取がこれに代る。

(取締役会の決議方法)

第28条 取締役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当銀行は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印を行う。

(相談役)

第30条 当銀行は、取締役会の決議により、相談役をおくことができる。

2. 相談役は、取締役頭取の諮問に応ずるものとする。

(報酬等)

第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第32条 当銀行は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2. 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第33条 当銀行の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第34条 当銀行の監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会規程)

第36条 監査役をもって監査役会を組織する。

2. 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会の定める監査役会規程による。

(常勤の監査役)

第37条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第38条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開

催することができる。

(監査役会の決議方法)

第39条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第40条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印を行う。

(報酬等)

第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第42条 当銀行は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2. 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第43条 当銀行の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

(剰余金の配当)

第44条 当銀行は剰余金の配当を、株主総会の決議により行う。

(剰余金の配当の基準日)

第45条 当銀行の期末剰余金配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当の基準日)

第46条 当銀行は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金支払義務の免除)

- 第47条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満5年を経過したときは、当銀行はその支払の義務を免れるものとする。
2. 未払配当財産が金銭である場合には、利息をつけないものとする。

附則

- 第1条 変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第14条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会(種類株主総会を含む。次項においても同じ。)については、変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

定 款 の 沿 革

大正4年5月12日制定（原始定款）

平成元年6月29日以降の改正

平元.	6. 29	<p>第1条 （商号）「金融機関の合併及び転換に関する法律」（昭43. 6. 1法律第86号）に基づき、平成元年7月26日大蔵大臣の認可を得て普通銀行に転換するに伴い、「松江相互銀行」を「島根銀行」に変更</p> <p>第2条 （目的）「相互掛金の受入れ」の文言を削除、また条文中に「相互銀行」とあるを「銀行」に変更</p> <p>第5条 （株式の総数）3,200万株を6,400万株に変更</p> <p>第12条 （議長）条文中に「取締役社長」とあるを「取締役頭取」に変更（第19条、第21条、第22条および第23条についても同様に変更</p> <p>第15条 （員数）取締役の員数につき、「10名以内」を「12名以内」に変更</p>
平 6.	6. 29	<p>「金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律」（法律第87号）の施行に伴い、目的事項を変更</p> <p>第2条 （目的）「信託業務」を追加</p> <p>「商法等の一部を改正する法律」（法律第62号）の施行に伴い、監査役制度についての改正（監査役の任期の伸長、監査役の増員、監査役会の法制化等）がなされ、第4章の表題を「取締役および取締役会」に変更し、第5章に「監査役および監査役会」を新設</p> <p>第25条 （員数）監査役の員数につき「3名以内」を「4名以内」に変更</p> <p>第27条 （監査役の任期）就任後2年内を就任後3年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までに変更</p> <p>第29条 （監査役会の招集通知）を新設</p> <p>第30条 （監査役会の決議方法）を新設</p> <p>第31条 （監査役会規程）を新設</p>
平 7.	6. 29	<p>第21条 （代表取締役等）取締役副頭取1名をおくことができる旨を第21条第1項に追加し、同条各項を整備</p>
平12.	6. 29	<p>第2条 （目的）将来の事業目的拡大に備えて、第3項の「政府保証債」を「政府保証債その他の有価証券」に変更し、第5項に「前各号の業務のほか銀行法」を挿入</p>
平14.	6. 27	<p>「商法の一部を改正する等の法律」（法律第79号）の施行に伴い</p> <p>第6条 （記名株式および額面株式の1株の金額）削除</p> <p>第7条 株式の単位を1単元の株式数および単元未満株券の不発行に変更（第6条に変更し、以下の条項を繰り上げる）</p> <p>第8条 「単位」を「単元」に変更（9条についても同様に変更）</p> <p>「商法等の一部を改正する法律」（法律第128号）の施行に伴い</p> <p>第10条 株主名簿の「記載の変更」を「記載または記録の変更」に変更（第11条、第35条、第36条についても同様に変更）</p> <p>第14条 （議決権の代理行使）株主または、代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当銀行に提出しなければならない。</p> <p>第16条 （選任）「発行済株式総数のうち議決権を有する株式数の3分の</p>

平15. 6. 27	<p>1 以上にあたる株式」を「総株主の議決権の3分の1以上」に変更（第26条についても同様に変更）</p> <p>「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」（法律第149号）の施行に伴い</p> <p>第27条 監査役の任期を3年から4年に変更</p>
平17. 6. 24	<p>「商法等の一部を改正する法律」（法律第44号）の施行に伴い</p> <p>第7条 （単元未満株式の買増し）を新設</p> <p>第8条 （株式取扱規程）単元未満株式の買増し、株券喪失登録の手続を挿入</p> <p>第9条 （名義書換代理人）株券喪失登録簿、株券喪失登録の手続、買増しを挿入</p> <p>第11条 （招集）条文の表現を明確化するため変更</p> <p>第13条 （決議の方法）特別決議の決議方法を第13条第2項に新設</p> <p>「株式等の取引に関する決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（法律第88号）の施行に伴い</p> <p>第10条 （株主名簿の閉鎖）を（基準日）に変更、第11条第2項を削除</p> <p>第12条 （議長）を（招集権者および議長）に変更</p> <p>第15条 （株主総会の議事録）を新設</p> <p>第24条 （取締役会の決議方法）を新設</p> <p>第25条 （取締役会の議事録）を新設</p> <p>第34条 （監査役会の議事録）を新設</p> <p>第37条 （営業年度）を（営業年度および決算期）に変更</p>
平18. 6. 28	<p>「会社法」（平成18年法律第86号）および関連する法務省令の施行、銀行法の一部改正等に伴い</p> <p>第4条 （機関）を新設</p> <p>第5条 （公告方法）電子公告に変更し、事故等の事由により電子公告ができない場合は日本経済新聞へ掲載する旨を規定</p> <p>第6条 （株式の総数）を（発行可能株式総数）に変更</p> <p>第7条 （株券の発行）を新設</p> <p>第8条 （1単元の株式数および単元未満株券の不発行）を（単元株式数および単元未満株券の不発行）に変更</p> <p>第9条 （単元未満株式についての権利）を新設</p> <p>第10条 （単元未満株式の買増し）1単元の株式の数を、単元株式数に変更</p> <p>第11条 （株式取扱規程）株式に関する各取扱いをまとめ、株式に関する取扱いに変更</p> <p>第12条 （名義書換代理人）を（株主名簿管理人）に変更</p> <p>第13条 （招集）を（招集および招集地）に変更し、第2項に招集地を新設</p> <p>第14条 （基準日）変更前の第10条第1項を移項、同第2項を削除</p> <p>第15条 （株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設</p> <p>第17条 （決議の方法）第1項、第2項に「議決権を行使することができる」を挿入、商法第343条を会社法第309条第2項に変更</p> <p>第18条 （議決権の代理行使）代理人の人数を1名として挿入</p> <p>第19条 （議事録）議長および出席した取締役の記名捺印を削除</p> <p>第21条 （選任方法）第2項の総株主を、議決権を行使することができる株主に変更</p>

平21. 6. 26

- 第22条 (任期) 就任後を選任後に、決算期を事業年度に変更
第23条 (取締役会規程) 第2項に「法令または本定款のほか」を挿入
第24条 (取締役会の招集者)「法令に別段の定めのある場合を除き」を挿入、「取締役頭取に事故があるとき」は第2項に新設し移項
第25条 (取締役会の招集手続) を(取締役会の招集通知)に変更
第26条 (代表取締役等) 選任を選定に変更
第28条 (取締役会の決議方法) 第2項に、会社法第370条(取締役会の決議の省略)の要件を満たす場合の決議を新設
第29条 (取締役会の議事録)「その他法令に定める事項」を挿入、捺印を押印に変更
第31条 (取締役の報酬) を(報酬等)に変更
第33条 (選任) を(選任方法)に変更、第2項に「議決権を行使することができる」を挿入
第34条 (任期) 就任後を選任後に、決算期を事業年度に変更
第35条 (監査役会規程) 第1項に監査役をもって監査役会を組織する旨を新設
第36条 (常勤の監査役) 互選を決議に、定めるを選定に変更
第39条 (監査役会の議事録)「その他法令に定める事項」を挿入、捺印を押印に変更
第40条 (報酬) を(報酬等)に変更
第41条 (営業年度および決算期) を(事業年度)に変更
第42条 (利益処分) を(剰余金の配当)に変更
第43条 (配当金支払株主の確定) を(剰余金の配当の基準日)に変更、第2項に基準日を定めた剰余金の配当を新設
第44条 (中間配当) を(中間配当の基準日)に変更
第45条 (配当金支払義務の免除) 利益配当金・中間配当金を配当財産に、未払利益配当金・未払中間配当金を未払配当財産に変更
「社債等登録法」(昭和17年法律第11号)が廃止され「社債、株式等の振替に関する法律」(平成13年法律第75号)に改正されたことに伴い
第2条 (目的) 第1項第5号の「社債等登録法」を「社債、株式等の振替に関する法律」に変更
新たな株式の種類としてA種優先株式を追加に伴い
第6条 (発行可能株式総数) を(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)に変更、発行可能株式総数を増加
第7条 (株券の発行)「全部の種類」を追加
第8条 (単元株式数および単元未満株券の不発行) 第1項に「普通株式およびA種優先株式の」を追加
「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことに伴い
第9条 (単元未満株式についての権利) 第1項「(実質株主を含む。以下同じ)」を削除
新たな株式の種類としてA種優先株式を追加に伴い、優先株式に関する規定を新設
第2章の2 優先株式を新設
第12条の2 (A種優先配当金) を新設
第12条の3 (A種優先中間配当金) を新設
第12条の4 (非累積条項) を新設
第12条の5 (非参加条項) を新設
第12条の6 (残余財産の分配) を新設

平22. 6. 25	<p>第12条の7 (議決権) を新設 第12条の8 (株式の分割または併合および株式無償割当て) を新設 第12条の9 (普通株式を対価とする取得請求権) を新設 第12条の10 (金銭を対価とする取得条項) を新設 第12条の11 (普通株式を対価とする取得条項) を新設 第20条 (種類株主総会) を新設 株式併合に伴い 第6条 (発行可能株式総数および発行可能種類株式総数) 発行可能株式総数18,600万株、普通株式18,600万株、A種優先株式18,600万株をそれぞれ1,860万株に変更 株券を発行する旨の定款の定めを廃止することに伴い 第7条 (株券の発行) を削除 第8条 (単元株式数および単元未満株券の不発行) を(単元株式数)に変更、単元変更に伴い単元株式数を1,000株から100株に変更、第2項を削除(第7条に変更し、以下の条項を繰り上げる) 第12条 (株主名簿管理人) 株券喪失登録簿を削除 附則 第1条に株券喪失登録簿の作成および備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務を新設 第2条に前条および本条は平成23年8月31日まで有効とする条文を新設。</p>
令1. 12. 4	<p>適切な人材の確保を容易にするとともに、取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定に基づく取締役および監査役の責任免除の定め、ならびに、会社法第427条第1項の規定に基づく非業務執行取締役および監査役との間の責任限定契約の定めを新設する。 第32条 (取締役の責任免除) を新設 第42条 (監査役の責任免除) を新設</p>
令和4. 6. 24	<p>当行を取り巻く市場環境等に応じて、地域社会において継続的かつ円滑に金融仲介機能を発揮していくため、今後の中長期的な資本政策および財務戦略上の柔軟性、機動性の確保の観点から、資本戦略の選択肢の一つとして、新たな種類の株式としてのB種優先株式の発行を可能にするために諸規定の追加を行う。 第6条 (発行可能株式総数・発行可能種類株式総数) 当銀行の発行可能株式総数を、1,860万株から3,740万株に変更。 2 当銀行の発行可能種類株式総数を、普通株式は1,860万株から3,740万株に変更し、B種優先株式は1,860万株とする。 第7条 (単元株式数)「普通株式およびA種優先株式」を「全ての種類の株式」に変更。 第2章の2「優先株式」を「A種優先株式に」に変更。 第11条の11(普通株式を対価とする取得条項)「以下『一斉取得日』という」を削除。「一斉取得」を「当該」に変更。 第2章の3 B種優先株 新設 第11条の12 (B種優先配当金) を新設 第11条の13 (B種優先中間配当金) を新設 第11条の14 (非累積条項) を新設 第11条の15 (非参加条項) を新設 第11条の16 (残余財産の分配) を新設</p>

第11条の17（議決権）を新設
第11条の18（種類株主総会）を新設
第11条の19（株式の分割または併合および株式無償割当て）を新設
第11条の20（金銭を対価とする取得条項）を新設
第11条の21（普通株式を対価とする取得条項）を新設
第11条の22（譲渡制限）を新設
第11条の23（優先順位）を新設

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、当行定款を変更する

第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を削除

第14条（電子提供措置等）を新設

附則第1条 を新設